6/18
京新

シリーズ

女であるだけで

40代 面接も「なし」

バブル景気の1980年代に大学に進学した女性（60代）は、自立して収入を得るために大学を中退。その後アルバイトとして書店に勤めました。社員と同様に分野別の書棚を担当し、在庫を管理して平積みにする本を決め、テーマの特集を企画しました。

「自分の企画で本が売れるとうれしい。仕事は楽しかった」。会社の方針でアルバイトは2カ月ごとの契約更新になりました。

残業すると社員より収入が多いという理由で残業を禁じられました。抗議すると、次回の契約更新をしない旨を言い渡されました。

「長く勤めて社員より仕事を覚え、煙たがられたのかもしれない」。時給650円から始め、十数年勤めて辞めた時は780円でした。社員にレジの締め方を指導していた別のベテランの女性アルバイトもレジ係を外されたといいます。

「社員でも女性は鬱屈（うっくつ）したものがあったかもしれない。昇進するのは男性だけで、先の展望はなかった」

書店をやめて派遣登録し、カード会社のコールセンターに勤務しました。勤務先は派遣社員が電話を取った回数とかけた回数を監視し、公表して競わせました。多くこなしても時給は上がりません。

「電話応対の仕事に年齢差別があるのか」と振り返る女性

勤務先が派遣元に払う2500円から1000円差し引かれて支給されていたことが分かりました。それに嫌気がさして別のコールセンターの仕事に応募したものの、40代と分かると面接はなし。30代の友人は面接まで進みました。

退職しハローワークで応募すると、窓口担当者が「募集には書いていないが年齢制限があるらしい」。再び派遣の登録に戻りました。

「同じ世代の女性は男女雇用機会均等法で就職しても、結婚して辞める人が多かった。自分は夫と店を営むが、辞めた人が社員に戻る道はなく、離婚しても年齢差別で就職できない。社員と同じ仕事をしているのだから、真面目に働けば蓄えができるくらいの最低賃金にしないといけない」

（小梶花恵）